



埼玉県報

号外第9号
令和6年(2024年)
3月28日
木曜日

目次

条例のあらまし

- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例のあらまし
(財政課)

条例

- 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例 (財政課)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（財政課）

一 趣旨

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置目的を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、同基金の設置期間を延長するための改正

二 内容

(一) 設置目的

「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに県経済の回復及び活性化を図るための事業」を「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県経済の回復及び活性化を図るための事業」に改める。

(二) 設置期間

「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第五号

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「まん延を防止し、並びに県民に対する医療提供体制の整備並びに」を「影響を受けた」に改める。

附則第二項中「令和十年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間は、この条例による改正前の埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例第一条に規定する事業の推進に要する経費の財源に充てる場合については、第五条の規定にかかわらず、基金を処分することができる。

（一般会計への繰入）

3 この条例による改正前の埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例第一条に規定する事業の推進に要する経費の財源に充てるために積み立てた資金のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じた者が金融機関から受けた融資に係る利子補給に要する経費の財源に充てるために積み立てた資金以外のものについては、第五条の規定にかかわらず、これを一般会計に繰り入れるものとする。